装管第５５８９号
１２．９．１３
一部改正　経装第２６４号
１９．１．９

経理局長
施設等機関の長
各幕僚長
統合幕僚会議事務局長　殿
技術研究本部長
調達実施本部長

装備局長

調達要領指定書の作成について（通知）

標記について、「調達要領指定書について（通知）」（装管第１６８６号。５．３．２４）の記６における「その他防衛大臣が必要と認めるとき」として下記の事項が定められたので通知する。

記

「契約の相手方が第三者を従事させる場合の届出等について（通達）」（防装管第５５８８号。１２．９．１３）に定める特約条項の適用範囲を定めるとき